

キッチンカー等の出店条件

出店可能な公園

- ・東桜町緑地（3区画）

・春日池公園（3区画）

・ファミリーパーク（3区画）
- ・富谷公園（3区画）

・蔵王公園（3区画）

・福山メモリアルパーク（2区画）
- ・緑町公園（2区画）

・福山城公園（3区画）

・中央公園（2区画）

出店可能日時

公園名	出店可能日	出店可能時間(搬入・搬出時間を含む)
東桜町緑地	平日昼間(水曜日を除く)	10時から15時までの間
富谷公園	曜日は問わない	開園時間の8時 30 分から18時までの間 ※ナイトパーク期間中は出店可能時間が延長に なる場合があります。
緑町公園	曜日は問わない	8時30分から19時までの間
春日池公園		
蔵王公園		
中央公園		
ファミリーパーク	曜日は問わない	開園時間の9時から17時までの間
福山メモリアルパーク	曜日は問わない ただし、休園日(木曜日)を除く	9時から17時までの間 ※プール・アイススケート期間中は出店可能時間が 延長になる場合があります。
福山城公園	曜日は問わない	6時から22時までの間

申請期間

申請期間は、年4回です。使用期間3か月分をまとめて申請してください※。

申請内容(申請日時、場所)が重複した場合は、市内事業者を優先します。同一優先順位の事業者で区画数を
超える場合は、抽選を行います。

期	使用期間	申請期間
1	4月～6月	3/1～3/15
2	7月～9月	6/1～6/15
3	10月～12月	9/1～9/15
4	1月～3月	12/1～12/15

なお、申請期間外でも空き区画があった場合は、先着順で出店日の 2 週間前までの申請に限り受け付けます。

※ 申請期間の初日及び最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日とします。

共通事項

1 使用可能面積

原則、15㎡(奥行3m×幅5m)とします(のぼり等の設置面積を含みます)。

2t車より大きい車両を出店される場合又は15㎡を超えて使用する場合は、ご相談ください。

(キッチンカー等とは別に使用箇所にパラソルやいすを設けることも可能です。)

2 使用料

福山市都市公園条例及び福山市都市公園条例施行規則に基づき、算定します。

例) キッチンカー1台(15㎡)につき1日300円(別途、消費税相当額がかかります。)

3 その他の留意事項

- ・各種関係法令等を遵守すること。
- ・電力、水、その他出店に関わるものは、出店者各自で全て用意すること。
- ・公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭などに十分配慮すること。
- ・出店及び販売にかかるゴミは、排水などと共に出店者が自ら持ち帰ること(購入者が捨てた包装紙等を含む)。
- ・出店終了後は、出店前と同じ状況へ戻すこと(原状回復)。
- ・販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- ・原則、酒類の販売は禁止です。
- ・市が主催するイベント等に伴い出店を控えていただく場合があります。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当する団体及び同団体の利益となる場合などは、出店できません。
- ・虚偽の申請をした場合などは、許可を取消す場合があります。

申請書類

次の書類を使用する公園毎に提出してください(申請書類は押印以外についてはコピー可)。

ただし、申請内容によっては、追加資料を提出していただく場合があります。

- ・ 許可申請書
- ・ 福山市保健所等の出店に必要な許認可証の写し(許可の条件に”移動販売車”と車両No.の表示があるもの)
- ・ 出店するキッチンカー等の写真(車両No.が写っている全景写真)

※ 抽選となった場合、抽選結果を連絡しますので、メールアドレス又は日中連絡がつく電話番号を申請書にご記入ください。

抽選について

特定の日に予定区画以上の申請があった公園については、申請期間最終日から開庁3日目までに公園緑地課職員による厳正なる抽選を行い、申請書に記載されたメールアドレス又は電話番号に結果をご連絡します。

使用料の還付

次の場合を除き、原則、使用料の還付はできません。

- ・天候その他やむを得ない理由により出店できなかった場合。
- ・本市の判断で許可の取消しを決定した場合。